

臨時福祉給付金のお知らせ

(子育て世帯臨時特例給付金)



広報しべちゃ6月号でお知らせし、既に皆さんに関係書類を送っていますが、今月号では、よくある問い合わせ内容などをお知らせします。

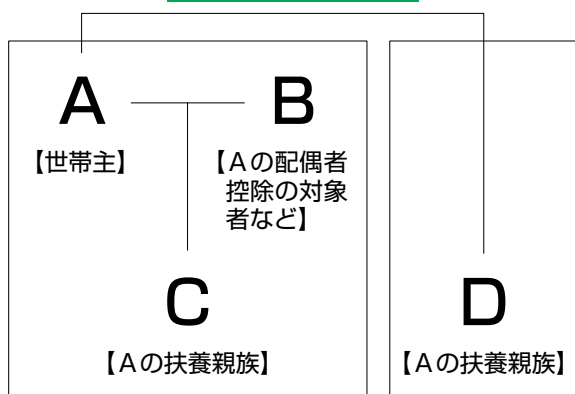
また、**申請期限が9月10日まで**となっていますので、今一度確認して、不明な点がありましたら問い合わせください。

★給付対象者の具体的なイメージ

四角囲みが住民基本台帳上の世帯で **○が支給対象者** です。

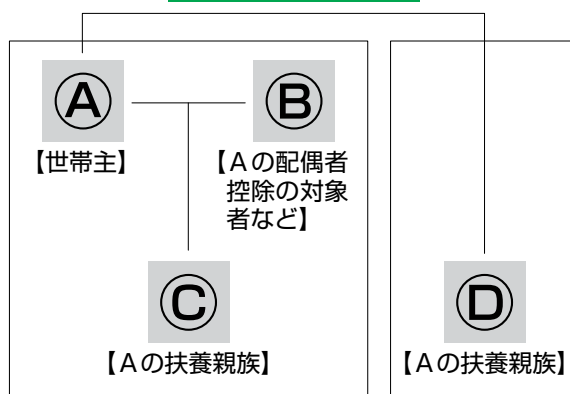
①夫婦・子2人(子のうち1人は1人暮らし)のケース

Aさんのみ課税者



全員が支給対象者ではありません

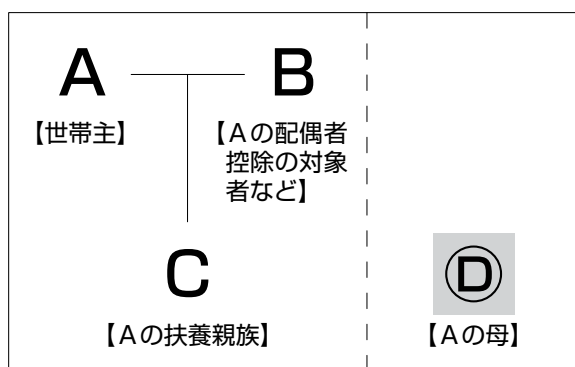
全員非課税者



全員が支給対象者です

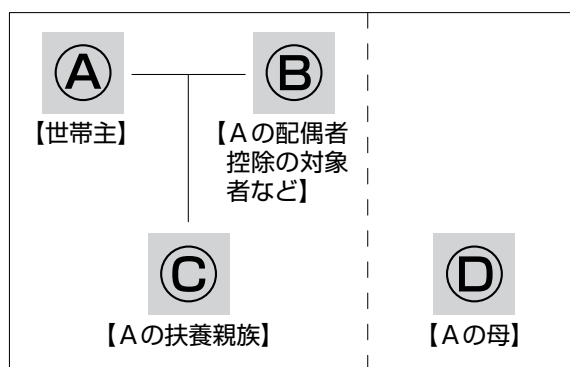
②夫婦・子と祖母(祖母が扶養親族として申告されていない)のケース

Aさんのみ課税者



Dさんのみ支給対象者です

全員非課税者



全員が支給対象者です

町民税が課税されている方がいる世帯であっても、同居する方（非課税者）が、課税されている方の税法上の扶養親族などとなっていない場合は給付金の対象となります。

※扶養親族などの範囲は、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者・白色事業専従者となります。なお、16歳未満の年少者は、税法上の扶養控除の対象とはなりません。本給付金の扶養親族に該当します。

★よくある問い合わせ



臨時福祉給付金

問 支給対象者はどのような人ですか？

答 平成26年度の住民税が課税されていない方が支給対象です。ただし、課税されている方の扶養親族などや生活保護の受給者は対象外です。

問 子育て世帯臨時特例給付金の対象児童と、臨時福祉給付金の支給対象者は、どのような関係になりますか？

答 臨時福祉給付金の支給の対象となる児童は、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象児童からは除かれます。

問 基準日（平成26年1月1日）の翌日以降に引っ越した場合の臨時福祉給付金の受け取りはどうなりますか？

答 臨時福祉給付金は基準日（平成26年1月1日）時点で住民票のある市町村から支給されます。

具体的な申請期間や手続きは、基準日時点でお住まいの市町村に確認してください。

子育て世帯臨時特例給付金

問 基準日（平成26年1月1日）以降、世帯に変更（離婚など）があり、新たに児童手当の受給者となった場合、支給対象となりますか？

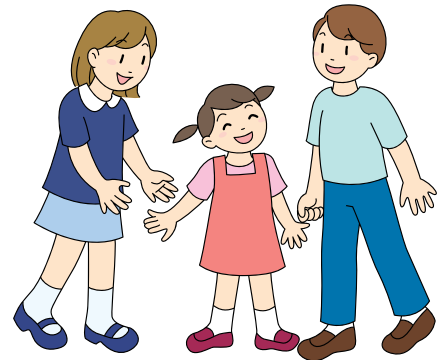
答 基準日（平成26年1月1日）以降、離婚などにより新たに児童手当受給者となった場合は支給対象となりません。平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者の方が申請者となります。

問 平成26年度（平成25年分）の所得が児童手当所得制限限度額以上の場合、支給対象となりますか？

答 限度額を超えている場合は対象外です。（下表をご覧ください）

表【児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）】

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円



問 基準日（平成26年1月1日）時点で児童と別居しており、単身赴任などで児童手当を受給している場合、申請先は支給対象者（児童手当受給者）の住所地市町村か児童の住所地市町村どちらになるのでしょうか？

答 基準日（平成26年1月1日）時点で児童と別居している場合は、児童手当と同様に基準日時点において支給対象者（児童手当受給者）の住所地市町村に申請してください。

問い合わせ

●申請方法に関する問い合わせ／

役場住民課社会福祉係（1階②番窓口 ☎485-2111内線122）

●制度に関する問い合わせ／

みないいきゅうふ
厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル（0570-037-192）